

意見第2号

過労死防止基本法の制定を求める意見書の発議について

このことについて、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日提出

提出者 豊川市議会議員 野本逸郎
井川郁恵
二村良子
榊原洋二
佐藤郁恵
山本和美
石原政明
波多野文男
中村直巳

過労死防止基本法の制定を求める意見書

「過労死」が社会問題となり、「karousi」が国際語となつてから四半世紀がたとうとしています。過労死は、「過労自死」も含めて広がる一方で、減少する気配はありません。そして、過労死が労災であると認定される数も増え続けています。

突然大切な家族を失った遺族の経済的困難や精神的悲哀は、筆舌に尽くしがたいものがあります。また、まじめで誠実な働き盛りの労働者が、過労死・過労自死で命を落としていくことは、企業にとってもわが国にとっても大きな損失と言わなければなりません。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を越えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止し労働者の生命と健康を保護することを目指しています。しかし、当該規制は、十分に機能しているとはいえません。

昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても使用者にその改善を申し出ることは容易ではありません。また、個別の企業が労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけを改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め総合的な対策を積極的に行っていく必要があります。国連の「社会権

規約委員会」は、本年5月17日、日本政府に対して過労死・過労自死について「懸念」を示し、立法措置を含む新たな対策を講じるよう勧告いたしました。

よって、国におかれましては、上記の趣旨を踏まえ下記の内容の法律（過労死防止基本法）を一日も早く制定されるよう強く要望します。

記

1. 過労死はあってはならないことを、国が宣言すること
 2. 過労死をなくす為の、国・自治体・事業主の責任を明確にすること
 3. 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに総合的な対策を行うこと
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

豊川市議会議長 今 泉 淳 乙

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 あて__